

資源集団回収に全面移行する場合の実施方式比較(メリット・デメリット)

資料1
第5回審議会(H28.2.23)

		久喜宮代衛生組合方式	横浜市方式により移行する場合	新座市方式により移行する場合
メリット	回収団体	収入	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規団体 ・行政から報償金が出る。 ◆既存団体 ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規団体 ・行政から報償金が出る。 ◆既存団体 ・特になし
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・回収日や場所を任意で設定可能であり、回収団体の自主性を尊重(登録業者と要協議) ・地域コミュニティにおける協働意識の醸成 ・活動を終了しても、公共回収で対応可 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収日や場所を任意で設定可能であり、回収団体の自主性を尊重(登録業者と要協議) ・地域コミュニティにおける協働意識の醸成
		登録業者	<ul style="list-style-type: none"> ・資源売却金額(回収団体との協議により売却金額の一部を団体に提供する場合有) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共回収を行わないため、一定の回収量が見込まれる。 ◆既存登録業者 ・資源売却金額の他に、新たに行政からの助成金加わる。
	行政	収入	<ul style="list-style-type: none"> ・回収日や場所を任意で設定可能(回収団体と要協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収日や場所を任意で設定可能(回収団体と要協議)
		その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティにおける協働意識の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共回収と比較し低減
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公共回収を行わないため、一定の回収量が見込まれる。 ◆既存登録業者 ・資源売却金額の他に、新たに行政からの助成金加わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共回収を行わないため、一定の回収量が見込まれる。 ◆既存登録業者 ・資源売却金額の他に、新たに行政からの助成金加わる。
デメリット	回収団体	収入	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規団体 ・特になし ◆既存団体 ・売却益が業者に入るため、収入が行政からの報償金のみとなる見込みが高い。 ・報償金単価も、見直しにより減額となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規団体 ・特になし ◆既存団体 ・売却益が業者に入るため、収入が行政からの報償金のみとなる見込みが高い。 ・報償金単価も、見直しにより減額となる可能性がある。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・労力が大きい(登録業者との契約、回収日や集積所の設定・周知、報告書類の作成等) ⇒実績停滞の要因の一つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共回収が実施されないため、集団回収に係る責任が大きい。 ・労力は久喜宮代衛生組合方式よりも大きい。 ◆新規団体 ・登録業者との契約、回収日や集積所の設定・周知、報告書類の作成、行政に代わり住民の窓口として機能する体制を作る必要がある。 ◆既存団体 ・現行の業務に加え、行政に代わり住民の窓口として機能する体制を整備する必要がある。
		登録業者	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの奨励金制度が無く、資源売却相場の下落に伴い収入が減少することで、事業継続が困難となる場合有 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源売却相場の下落に伴い収入が減少することで、事業継続が困難となる場合有 ◆元委託業者 ・公共回収廃止に伴う収入減 ※登録業者となっても、資源の売却益に助成金を加えたとしても委託料の金額には及ばない。
	行政	収入	<ul style="list-style-type: none"> ・回収日や場所について回収団体と要協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備(人員・車両)の大幅な強化の必要有 ※複数の回収団体の業務を請け負う場合、団体ごとに重量を把握する必要があるため、他団体回収分との混載が実質不能 ・公共回収と同等の回収作業の必要有 ※取り残し対応等
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公共回収と同等の回収作業の必要有 ※行政の指定した曜日に、指定された時間内での回収作業 ※回収日が祝日にあたった日の回収 ※取り残し対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・報償金申請書類の代行作成
		費用	<ul style="list-style-type: none"> ・登録業者が、金銭的に業として継続可能となる制度の構築が必要(⇒市町村には処理責任があると共に費用が公共回収を下回る必要有) ※業者に対する助成金制度、逆有償時の対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録業者が、金銭的に業として継続可能となる制度の構築が必要(⇒市町村には処理責任があると共に費用が公共回収を下回る必要有) ※業者に対する助成金制度、逆有償時の対応等
行政	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・登録業者全体の能力が、常に管内全域をカバーしての事業実施が可能であるよう注視する必要有(⇒不能であれば制度破綻) ・登録団体の大幅増に伴う報償金交付事務量の増 ・集団回収以外の回収経路の整備の検討(拠点回収用ボックスの設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録業者全体の能力が、常に管内全域をカバーしての事業実施が可能であるよう注視する必要有(⇒不能であれば制度破綻) ・登録団体の大幅増に伴う報償金交付事務量の増 ・集団回収以外の回収経路の整備の検討(拠点回収用ボックスの設置等) 	